

## 倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成26年 3月10日(月)午前10時00分から午前10時30分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員 14人

農地部会長 18番 福武 勝行 委員

農地部会長代理 16番 小田 利之 委員

農地部会長代理 17番 守屋 和人 委員

委員

1番 中桐 節夫 委員 4番 光田 稔 委員 5番 坂本 忠雄 委員

6番 小野 健児 委員 7番 小幡 通隆 委員 9番 原田 龍五 委員

10番 松尾 賢二 委員 11番 難波 朋裕 委員 12番 小野 誠二 委員

13番 小林 勝正 委員 15番 中浦 功 委員

4 欠席委員 4人

2番 田村 博司 委員 3番 日笠 享 委員 8番 安井 元徳 委員

14番 平松 高明委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

1番 中桐委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農地転用事業計画変更承認申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長	香西 茂	主任	平松美和	主任	坂本和司	主任	平松美和
主任	渡辺 徹	主任	小林龍治	副主任	早乗 周治		

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 (香西)</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>なお、農地部会の議事に入ります前に取り下げができましたので報告いたします。</p> <p>「取り下げについて説明」</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は福武農地部会長さんをお願いしたいと思います。福武部会長さんよろしく申し上げます。</p>
<p>福武農地 部会長 (以下 「議長」)</p>	<p>ただ今から、平成26年3月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中14名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、12番 小野 誠二 委員と13番 小林 勝正 委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の渡辺主任と早乗副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>平松です。それでは説明させていただきます。</p>

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて17件の申請がありました。

権利の種類の内訳は、所有権移転が15件、賃借権設定が2件です。

それでは、ご説明いたしますので、お手元に配付しております「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

1頁1番につきましては、前回も保留の案件です。譲受人の農業の継続性、所有農地の耕作について確認をするため、今後の農地の管理及び営農についての計画書の提出を譲受人に依頼しましたが、まだ提出されていないため今回も保留。

2頁13番、14番につきましては、農業生産法人以外の法人であり、社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人からの申請です。

障害者の自立支援、就労支援を目的として農業実習を行わせるための農地の賃借であり、農地法第3条第2項第1号及び第4号に該当し、農作業に従事する者の状況から効率的に利用して耕作が行えるとはいえず、また年間150日以上農作業に常時従事するとはみこまれないが、障害者が自立した日常生活を地域社会において営む手助けとなるよう指導する業務の運営に必要であると判断し、農地法施行令第6条第1項第1号八に該当するものと判断しました。

その他1頁2番から2頁12番、2頁15番から17番は調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、1頁1番は保留、2頁13番、14番は農地法施行令第6条第1項第1号八に該当するので許可とし、1頁2番から2頁12番、2頁15番から17番は調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁17番までの計17件の内、1番は保留。2頁13番、14番は農地法施行令第6条第1項第1号八に該当するものとして別添調査票のとおり許可。残り、1頁2番から2頁12番、2頁15番から17番までの計14件は別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのこ

	<p>とですが、皆さんご異議・ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から2頁17番までの計17件の内、1番は保留。残り2番から17番までの計16件は許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>早乗です。それではご説明いたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に4件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、併せて参照してください。</p> <p>1番についてですが、申請地は奥に入っていくための進入路と駐車場用地として造成済でした。今回の申請目的は農業用倉庫ですが、違反転用是正に該当するため、原状の利用形態にあわせた申請内容にする必要があるため保留とのことでした。</p> <p>2番から4番の3件についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁の1番から4番までの計4件の内、1番は保留。残り2番から4番までの計3件は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さんご異議・ご意見はございませんか。</p>

各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、3頁の1番から4番までの計4件の内1番は保留。残り2番から4番までの計3件は許可と決定いたします。なお、許可とした3件につきましては、3月28日開催予定の岡山県農業会常任議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>早乗です。それではご説明いたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から7頁にかけて28件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>1番から9番までは、特に問題はございませんでした。</p> <p>10番についてですが、申請代理人から取下げ書が提出されたため取下げとなっております。</p> <p>11番から14番までは特に問題はございませんでした。</p> <p>15番についてですが、申請地の北側に細長い農地を残しての申請となっております。この農地について、今後の利用形態等が全く考慮されておりました。申請地を含め、周辺農地への被害防除、有効利用を再度検討する必要があるため保留とのことでした。</p> <p>16番から25番までは、特に問題ございませんでした。</p> <p>26番について、土地の代替性について申請代理人に確認を行ったところ、取下げ書が提出されたため、取下げとなっております。</p> <p>27番、28番は特に問題ございませんでした。</p> <p>以上により、15番は保留、10番、26番は取下げ。残り25件は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとし</p>

<p>議 長</p>	<p>て、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この25件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、4頁1番から7頁28番までの計28件の内、10番、26番は取り下げ。15番は保留。残り、1番から9番、11番から14番、16番から25番、27番から28番までの計25件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、4頁1番から7頁28番までの計28件の内、10番、26番は取り下げ、15番は保留。残り1番から9番、11番から14番、16番から25番、27番から28番までの計25件は許可と決定いたします。なお、許可とした25件につきましては、3月28日開催予定の岡山県農業会常任議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、8頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>平松です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、8頁に1件の申請がありましたが、前回保留の案件です。</p> <p>前回の農地部会において、賃借人と賃貸人の事情聴取内容を検討し、県とも協議を行うため、保留とのことでした。</p> <p>今回、平成26年3月5日開催の倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、県と協議中であるため今回も保留とのご意見でした。</p>

	ご審議のほど、よろしくお願いたします。
議 長	事務局の説明では、1番は再度保留とのことですが、皆さん、ご異議・ご意見はありませんか。
各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	異議なしということですから、議案第4号の1番は保留とします。 次に、9頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、中桐委員さん、関係する案件がありますので農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。
	(中桐委員 退席)
議 長	それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	平松です。それではご説明いたします。 議案第5号「農用地利用集積計画について」でございますが、9頁から19頁にかけて90件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。 利用権の種類の内訳は、賃貸借21件、使用貸借69件です。 また、利用期間の更新は48件で、更新切れを含む新規は42件でした。 面積は149,954.24平方メートルです。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体によるものが29件、農業生産法人によるものが9件、個人によるものが52件です。 借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。 議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、90件とも承認が相当と判断します。

議 長	<p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、全て異議なく承認とのご意見でしたことを併せてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は9頁1番から19頁90番までの計90件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さんご異議・ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、90件全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、中桐委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(中桐委員 入室)</p>
議 長	<p>中桐委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号 は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、20頁をお開きください。</p> <p>議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>早乗です。それでは説明いたします。</p> <p>議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、1番についてですが、平成23年9月に農家住宅として農地転用許可を受けておりましたが、実態は賃貸住宅として利用されており、虚偽の申請を行っておりました。このことについて、平成25年10月から指導を行っておりました。このことについて、平成25年10月から指導を行っておりましたが、現在の居住者と話がまとまり、契約期間満了後に退去し、その後自己住宅として許可を再度とることとなりました。しかし、農家住宅で許可をとっていることから自己住宅に変更するには一部是</p>

正を行う必要があります。その一つが建ぺい率ですが、条件を満たすには敷地を減らす必要があり、一部を隣地の店舗に貸すこととなりました。

農家住宅を自己住宅に変更するのは、平成27年9月の予定です。

このことについて、倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。

2番についてですが、農地転用許可後、造成工事を行っていたところ、隣接地の水路際を掘削していると、水路に隣接する宅地部分の擁壁が崩れてしまい、この宅地部分の復旧と、水路の復旧を行わなければならなくなりました。

現在の水路敷地だけでは復旧作業ができないため、すでに農地転用許可を受けた一部を水路用地に変更するために事業計画変更承認申請を行うものです。

このことについて、倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明では、議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」は20頁の1番、2番は承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしということですので、議案第6号は20頁の1番、2番は承認いたしました。

以上で審議案件は終了いたしました。

次に21頁をお開きください。

ここからは報告案件です。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告  
について

25頁をお開きください。

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について  
27頁をお開きください。

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

事務局	<p>36頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について一括して事務局に説明をお願いします。</p> <p>渡辺です。それでは説明いたします。</p> <p>21頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、21頁から24頁にかけて24件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に25頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、25頁から26頁にかけて14件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に27頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、27頁から35頁にかけて62件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に36頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、36頁から37頁にかけて15件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上、1号は相続による所有権、賃借権の取得に係る許可のいない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認いただき、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>

議 長	<p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第4号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
事務局 (香西)	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成26年4月9日(水)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時30分)</p>

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成26年3月10日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員